3　工事内容　型式：重力式コンクリートダム、基礎掘削工：V≒64,000㎥、原石山掘削工：V≒500,000㎥、コンクリート打設工：V≒180,000㎥、基礎処理工：L≒2,300m（カーテングラウチング：L≒1,800m、コンソリデーショングラウチング：L≒500m）、既設構造物撤去工：N＝一式、水道専用取水設備工：N＝一式、仮設備工：N＝一式

4　工事区分　一般土木

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　平成28年１月29日から平成28年２月23日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成28年２月24日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数は、２又は３社とする。

⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,100点以上であること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ㈠　平成12年度以降に、河川管理施設等構造令（以下「構造令」という。）第２章の規定に基づくコンクリートダムで、高さ30m以上のダム工事を元請けとして施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）

参考として、工事施工内容が確認できる資料（図面等）を添付すること。

㈡　特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が上記㈠の要件を満たすダム工事を元請けとして施工した実績を有すること。代表者以外については、平成12年度以降に、「構造令」第２章の規定に基づくコンクリートダム工事を元請けとして施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）

参考として、工事施工内容が確認できる資料（図面等）を添付すること。

なお、上記㈠及び㈡の工事について、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㈢　国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、総合評価審査委員会における審査の結果、上記㈠又は㈡の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㈠　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、ダム工事総括管理技術者（平成13年度から平成17年度においてはコンクリートダムに限る。）の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者を配置すること。

㈡　平成12年度以降に、上記イ㈠に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、上記イ㈡に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、上記㈠及び㈡の工事について、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㈢　監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

7　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

8　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

9　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、幾春別川総合開発事業の内新桂沢ダム堤体建設第１期工事○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局札幌開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局札幌開発建設部契約企画課

競争参加者の資格に関する公示

平成28・29・30年度において独立行政法人国際交流基金（本部、日本語国際センター及び関西国際センター）の契約に係る競争参加者資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

なお、当基金では、平成28・29・30年度全省庁統一資格を有する者については、物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けについて当基金の競争参加資格を有しているとみなしますので、個別の申請は不要です。

平成 28 年 1 月 29 日

独立行政法人国際交流基金

契約担当職　理事　櫻井　友行

◎調達機関番号　573　◎所在地番号　13

1　申請できる契約の種類　総合建設工事及び総合建設工事以外の工事に係るもの

2　対象事業所

⑴　〒160―0004 東京都新宿区四谷４－４－１　独立行政法人国際交流基金　本部（※申請受付は本部のみで行います。）

⑵　〒330―0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和５－６－36　同　日本語国際センター

⑶　〒598―0093 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地14　同　関西国際センター

3　申請の時期　平成28年２月８日から平成28年２月29日（平成28年２月29日消印有効）

なお、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りではない。

4　申請書の入手方法　当基金所定の「競争参加資格登録申請書」（以下「申請書等」という。）は、原則として当基金ウェブサイトにアクセスして申請書を出力して使用すること。